

特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都大田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、大田区とその周辺に住む住民に対して、家事援助、介護、送迎などの支援事業を行い、安心して暮らせる地域福祉社会を実現することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営、又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 会員制による在宅福祉サービス事業
- (2) 自家用自動車有償運送事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 訪問介護事業
- (5) 通所介護事業
- (6) 障害福祉サービス事業
- (7) 介護予防事業
- (8) ミニデイホーム
- (9) 配食、食事サービス
- (10) 福祉用具貸与
- (11) 保健、福祉の相談
- (12) 介護技術研修
- (13) 介護についての広報、調査
- (14) 成年後見に関する事業
- (15) その他、この法人の目的を達成するための必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、つぎの3種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) はせさんず会員 この法人の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 正会員 この法人の運営に携わるはせさんず会員とする。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛助するため入会した個人または団体とする。

(入 会)

第7条 会員は、この法人の目的に賛同して、理事長に入会申込書を提出し、第6条各号に掲げる条件に適合すると認めるとき、会員になることができる。

(退 会)

第8条 会員は、理事長に退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員の義務)

第9条 会員は、この法人を政治、宗教その他営利目的等のために利用してはならない。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない、

2 既に納入した入会金、及び会費は返還しない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 総 会

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第14条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) 入会金及び会費の額

(7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第24条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第19条 総会における議決事項は、第16条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第20条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するものとする。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7人以上
 - (2) 監事2人
- 2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 特定非営利活動促進法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第24条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会または理事会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第25条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。
また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(解 任)

第26条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、年4回以上開催する。

2 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第24条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する所による。

(理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ法25条第3項の規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、公益法人または特定非営利活動法人のうちから選出し、総会の議決を経て、その法人に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、本会と類似の目的を有する他の特定非営利活動法人及び公益法人と合併することができる。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第48条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第10章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、別に運営細則を定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

はせさんず会員

(1) 入会金 3,000円

(2) 会費 年額 3,000円

賛助会員

1) 法人年額1口 10,000円

2) 個人年額1口 3,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	坂口 郁子
副理事長	矢嶋 早苗
副理事長	根本 信彦
副理事長	人見 敏郎
理事	佐藤 京子
理事	松本 弘子
理事	高島 久忠
理事	八島 栄子
理事	堀内 孝之
理事	鈴木 隆子
監事	小林 恵子
監事	住田 禎造

平成11年9月30日施行

平成14年8月20日一部改定

平成15年9月10日一部改定

平成16年5月22日一部改定

平成19年9月11日一部改定

平成24年5月27日一部改定

平成26年5月25日一部改定

平成30年2月5日一部改定

附則

この定款は平成30年12月11日から施行する